

東京都立図書館協議会

第21期第1回定例会議事録

平成14年4月19日(金)

都立中央図書館第2・第3研修室

午後2時～4時

出席者名簿

委員

(欠席者)

小川幸子委員

小峰紀雄委員

小田光宏委員

小川俊彦委員

佐藤 徹委員

東川志津子委員

奥田孝之委員

坂本光一委員

豊田恭子委員

勝本良子委員

田村俊作委員

松村多美子委員

都立図書館幹部職員

館長 管理部長 総務課長事務取扱 企画経営課長 協力支援担当課長

サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長 日比谷図書館長事務取扱

多摩図書館長事務取扱

教育庁

生涯学習スポーツ部長 社会教育課長 社会教育課施設係長

事務局 企画経営係長 企画経営担当係長

配付資料

東京都立図書館協議会第21期第1回定例会次第

座席表

第21期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員名簿

事業年報

都立図書館概要

数字と事業で見る都立図書館

関係法令及び東京都図書館協議会答申等の沿革

開催スケジュール（案）

今後の都立図書館のあり方

東京都立図書館運営方針

第20期東京都立図書館協議会提言

館報 ひびや

東京都立図書館協議会 第21期第1回定例会

平成14年4月19日（金）

午後2時00分開会

【高島企画経営課長】 定刻になりましたので、ただいまから第21期東京都立図書館協議会第1回定例会を開催いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます東京都立中央図書館企画経営課長の高島と申します。よろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、おおむね午後4時の終了を予定しております。なお、会議終了後、館内の見学を予定しておりますので、ご希望の方はどうぞご参加をいただきたいと思います。

本題に入ります前に、お手元にお配りしてあります資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1と2でございますが、本日の会議次第及び座席表となっております。

資料3でございますが、今期、図書館協議会委員さんの名簿でございます。

資料4でございますが、都立図書館幹部職員名簿が2枚組となっております。

資料5でございますが、「東京都立図書館概要」、横書きの資料となっております。

資料6でございますが、「数字と事業で見る都立図書館」。

資料7が、関係法令と、「東京都立図書館協議会答申等の沿革」が3枚組になっておるかと思えます。

資料8が、今後のスケジュール表でございます。

資料9でございますが、「東京都立図書館運営方針」、こちらも2枚組となっております。

それから、別冊でございますが、冊子が4冊入っているかと思えますが、ピンクの冊子が、昨年度でございますが、12年度の事業年報でございます。

ホチキスどめの白い冊子でございますが、「今後の都立図書館のあり方」の報告書でございます。

白い冊子でございますが、第20期図書館協議会の提言。

最後に、「館報 ひびや」。

以上になっております。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、東京都立中央図書館長、押切よりごあいさつを申し上げます。

【押切館長】 館長の押切でございます。21期の図書館協議会の発足に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず皆様方には、公私とも大変お忙しい中を本協議会委員につきましてご快諾をいただきまして、心より御礼申し上げます。また、今期も、利用者や都民の皆様の声を図書館運営に反映させたいということで、一般公募を行い、お二人の方に委員になっていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本協議会は、今期が21期となりますけれども、これまでの協議会では、前期20期では、高度情報化社会における図書館サービスのあり方について。また、その前の19期では、児童・青少年に対する図書館のかかわり方など、折に触れ、時宜にかなったご提言をいただきまいりました。都立図書館といたしましても、それぞれの提言を生かすべく鋭意努力を重ねてまいっているところでございます。

都立図書館におきましては、平成12年2月に新しいコンピューターシステムを全面的にスタートさせまして、業務のIT化を推進いたしますとともに、インターネット上に都立図書館のホームページを開設し、最新の蔵書データを公開するなど、利便性の向上や非来館者サービスの拡充に努めてまいってきております。

また、昨年4月に、教育庁の内部に都立図書館のあり方検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりまして、本年1月に、後ほどご説明申し上げますけれども、社会経済の変化に対応した新たな図書館サービスの向上を目指して、「今後の都立図書館のあり方」というものをまとめたところでございます。本年度からは、都立図書館は組織運営体制を一新しまして、広域的行政を担う都道府県の立場から、区市町村図書館との役割分担を踏まえまして、区市町村と連携・協力して、広域的な、また総合的情報拠点といたしましての質の高いサ

ービス、都立図書館ならではのサービスの提供や区市町村図書館への一層の支援の充実などを推進していくよう、決意を新たにしているところでございます。

今日、情報通信技術の進展など、社会経済状況が急速に変化する中で、生涯学習の拠点として、また、社会経済、産業文化等の活動の支援をする拠点といたしまして、図書館への期待はますます大きくなってきていると認識しております。

今期、21期の協議会におきましては、新しい世紀における都民の期待にこたえる図書館サービスの展開に向けまして、皆様方のお知恵をおかりし、さまざまなご意見、ご提言を賜りますようお願いをいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【高島企画経営課長】 それでは、次に、第21期図書館協議会の委員の方と、都立図書館幹部職員を紹介させていただきますが、その前に、この会議の公開についてご説明をいたします。

この図書館協議会は、情報公開の趣旨から、会議は原則として公開するということになっております。会議の内容につきましては、議事録を作成いたしまして公開いたします。また、都立図書館ホームページ、東京都教育委員会ホームページ上にも公開いたします。

また、非公開とする必要があると考えられる場合には、その都度委員の皆様方にお諮りして決定することとなっておりますので、ご了承をいただきたいと存じます。

なお、本日の傍聴者は4名でございます。

それでは、第21期都立図書館協議会委員の皆様と、都立図書館幹部職員を、都立中央図書館・中村管理部長からご紹介いたします。

【中村管理部長】 中央図書館の管理部長をしております中村でございます。どうぞよろしく願います。

では、僭越でございますけれども、私のほうから、第21期の東京都立図書館協議会の委員の方々をご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元の資

料3に名簿がございます。名簿は、あいうえお順で作成させていただいております。この名簿に沿ってご紹介させていただきたいと思っております。

一番上に書いてございます青山学院大学の助教授の小田光宏委員。今日はご欠席でございます。

日野市立中央図書館長の小川幸子委員でございます。

次に、NPO「図書館の学校」の常務理事をされております小川俊彦委員でございます。

次に、一般公募委員でございます奥田孝之委員でございます。

同じく、一般公募委員でございます勝本良子委員でございます。

日本児童図書出版協会の会長で、小峰書店の社長でいらっしゃいます小峰紀雄委員でございます。

都立国分寺高等学校の校長でいらっしゃいます佐藤徹委員でございます。

元東京都教育長の坂本光一委員でございます。

慶應義塾大学文学部の教授でいらっしゃいます田村俊作委員でございます。

葛飾区立葛飾図書館の東川志津子委員、ゲッティ・イメージズ・ジャパン・リサーチマネージャーの豊田恭子委員、相山女学園大学の教授でいらっしゃいます松村多美子委員は、本日欠席でございます。

以上、12名の方が今21期の委員でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、私ども、都立図書館の幹部職員の紹介をさせていただきます。お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

まず、今ごあいさつさせていただきましたけれども、都立中央図書館の館長でございます押切重洋でございます。

それから、私が管理部長をしております中村憲司でございます。

参事で、総務課長事務取扱の関善一でございます。

本日司会をさせていただいております企画経営課長の高島勝夫でございます。

協力支援担当課長の荒木三男でございます。

サービス部長の小阪守でございます。

資料管理課長の金森実でございます。

情報サービス課長の古澤公英でございます。

参事で、日比谷図書館長事務取扱の齋藤一男でございます。

同じく参事で、多摩図書館長事務取扱の岡本冴子でございます。

それから、教育庁の職員をご紹介させていただきます。

教育庁生涯学習スポーツ部長の嶋津隆文でございます。

同じく、生涯学習スポーツ部の社会教育課長、鈴木薫でございます。

後ろの事務局席におります、中央図書館の企画経営係長の二階健次でございます。

企画経営担当係長の小山響子でございます。

教育庁の生涯学習スポーツ部社会教育課施設係長の森田明夫でございます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

【高島企画経営課長】 それでは、新しい委員さん方、それから、幹部職員の紹介が終わりましてところで、次に、本協議会の議長及び副議長の選出をお願いしたいと思います。

東京都立図書館協議会運営規則によりますと、議長及び副議長は委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

【小川（幸）委員】 今期初めてさせていただいて、ちょっと何もわからないんですけれども、議長さんには、教育長もお務めになられましたし、また、前回、20期の議長さんもお務めいただいたということで、坂本委員さんをお願いしたいと思います。

また、副議長さんですけれども、図書館学のほうの研究者でいらっしゃる、20期のときも副議長さんをお務めいただいたと伺っていますので、田村委員さんをお願いしたいと思いますけれども、いかがなものございましょう。

【高島企画経営課長】 ただいま小川委員さんのほうから発言がございまして、議長に坂本委員を、副議長に田村委員を、第20期に引き続きお願いしたいというご提案がございました。いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【高島企画経営課長】 異議なしというお声がございましたので、そのように決定させていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

ただいまご選出いただきました坂本委員さん、田村委員さん、議長席のほうにお移りいただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議長、副議長が決定したところで、改めて会議を進めさせていただきます。

それでは、議長さん、副議長さんから一言ごあいさつをいただければと存じます。よろしく申し上げます。

【坂本議長】 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまご推薦をいただきまして議長に就任をすることになりましたけれども、大変難しい役のような気がいたします。どうぞよろしくご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

それから、前期のときも申し上げましたけれども、事務局にもお願いがございしますが、事務局は、委員の発言で、質問がない限り黙っているということではなくて、我々も素人の発言もありますので、それは違うよというようなことがあったら早く言っていただきたい。積極的にご発言をいただくようお願いをしておきたいと思います。教育の仕事から離れましてもう10年もたちますので、決して精通はしておりませんが、精いっぱい務めますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【田村副議長】 前期に引き続きまして委員を引き受けさせていただき、また、副議長ということで、なかなか都立図書館も難しい時期にあると思いますし、なるべくお手伝いをしたいと考えております。よろしくお願いたします。

【高島企画経営課長】 ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行は坂本議長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【坂本議長】 それでは、ただいまから、本日の議事次第に従って議事に入らせていただきますけれども、初めての会でございますので、先ほど事務局のほうから紹介はしていただきましたけれども、お一人ずつ、簡単に自己紹介をしていただくのと、それから、委員としてのご抱負などがおありになりましたら、ご発言をいただければと思っております。

名簿の順番で、先ほどと同じように参りますので、一番最初が小田先生はお休みでございますので、小川さんからひとつよろしくお願いたします。

【小川（幸）委員】 トップバッターということでさせていただきます。小川と申します。

今期、初めて委員にということで、どういうことをこちらでなさっていらっしゃるのかということは、事前のいろいろな資料もいただきまして、十分にその辺のところを検討してここに伺おうと思っていたんですけども、なかなかその辺のことができませんでしたが、私のほうは、市町村の図書館関係ということで出席させていただきますし、また、ほんとうに都立の図書館にはお世話になっておりますし、都立の図書館なくては市立の図書館もやっていけないということは十分にわかっておりますので、都立図書館にはよりよく活躍していただきたいということもございまして、何かお手伝いできることがあればと思ひまして参加させていただいております。よろしく願いいたします。

【坂本議長】       ありがとうございました。

それでは、小川さん、よろしく願いいたします。

【小川（俊）委員】       NPOで「図書館の学校」をやっております小川でございます。

日比谷図書館時代に区立の図書館におりまして、都立のお世話になったんですが、その後、日本図書館協会にかわりまして、企画協力課と大変接触をとらせていただきました。ちょうどここができ上がったときから10年ぐらい、かなりお世話になりました。その後、千葉県市川市の図書館に参りまして、今度は外側から東京都の図書館を眺めるということをして、都立図書館のおやりになってきたことというのは改めてすごいなと実は思っておりました。

ただ、NPOを動かすきっかけになったのは、図書館界の動きというのがあまりにも時代に対して反応が鈍過ぎる。これは職員のトレーニングというか、いわゆる司書を送り出すところではなくて、司書になった後の職員のトレーニング。

それから、もう一つは、図書館自体が時代をどう受け入れるかという、そのことに対する認識の甘さというか、悪さみたいなものがちょっとあったものですから、NPOで実は少し、不遜ながら、図書館の常識的なところをひっくり返せないかという思いで、もう3年になりますけれども、仕事をやってまいりました。どのくらいお手伝いできるかわかりませんが、声をかけていただいたので、できるだけお手伝いしたいと思ひます。どうぞよろしく願いいたします。

【坂本議長】      ありがとうございました。

では、奥田さん、お願いします。

【奥田委員】      奥田と申します。

「自営業」となっておりますが、情報技術が専門で、検索とかそういうことも多少しております。一方では本の著者でもありまして、今年多分、今、ゲラを1つやっていますが、5月初めぐらいに1冊出版の予定です。もう1冊がもう少してゲラになるという感じですけども、都立の図書館もよく利用させていただいてまして、いろいろなテーマで、別に本をつくるためだけではなくて、興味を持ったテーマを調べるという、そういうこともあります。

あと、仲間で、いろんな勉強といいますか、技術士会という活動がありますが、仲間で勉強したり、そういうときに疑問を持ったところを、区立だけだとなかなか解決できないところも、都立図書館に来るとかなり解決するケースもあるので、そういう意味ではかなりお世話になっていきますので、その辺で、いろいろな情報を探したり、作り出すと、両方の意味で図書館の役割は非常に大きいと思いますので、そこに何らかのお手伝いができればいいなと思って参加させていただいております。よろしくお願いします。

【坂本議長】      ありがとうございました。

では、勝本さん、お願いします。

【勝本委員】      今回、ほんとうに選んでいただいて、この肩書の中に私が「主婦」ということで書かれて、一応、簡単な履歴を提出するときに、ほんとうに大したことではないんですが、一応教えていることがあるので、そのことを書いてくださっているかなと思ったんですが、肩書のほうに「主婦」と書かれてあったのは、やはりこれは多分、都立の図書館から見て、主婦としての視点、一応子どもを育てている途中で、母親から見ての図書館のあり方、そういうようなことを私がアドバイスといいますか、思うことを皆さんに提言できることかなと思います。

それと、私は、学校を卒業しまして、それから、子どもを育てている途中に、やっぱり図書館とかなりかかわってきた。そのときに、やっぱり司書の資格を

もう一度取り直そうかなと。図書館員に対する不満とか、そういうことをかなり感じたことがありましたので、自分もちょっと図書館学を勉強して、司書とはどういうことなのかとかということをお勉強したいと思いましたが、もう一度母校のほうで、単位の不足したところを取って、4年ほど前に、もう一度司書の資格を取りましたので、普通の主婦よりは少しは図書館に対しての興味とか知識は多少はあると思いますので、ほんとうにささやかなアドバイスしか私はできないかもしれないんですけども、私のほんとうに母親としての視点から提言をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【坂本議長】      ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、小峰さん。

【小峰委員】      小峰でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本年1月に、「今後の都立図書館のあり方」に関する答申が出されましたが、大変ご苦労されておつくりになったと思います。この影響というのは、5年後、10年後、やはり大きな影響力を持ってくるだろう。この行く末はどうなるのかなと、大変関心を持っております。

それから、この中にも触れてはいますが、昨年12月12日に、子どもの読書活動推進法が公布されたということがございます。国や地方公共団体は、子ども読書活動推進基本計画を策定する責務を有するとなっております。それから、それを受けて、市町村子ども読書活動推進計画を策定する、それに努めなければならないということになっております。

現在、国は、この夏ぐらいをめどに、基本計画の策定に取りかかっております。その辺の関係もありますが、東京都の取り組み方はどうなっているのか、この点に関心を持って参加させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【坂本議長】      よろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、最後に佐藤さん。

【佐藤委員】 国分寺高校の佐藤ですが、学校という立場でご指名があったのかと思いますが、私のほうは、この委員に選ばれたということで、3つほど勉強させていただきたいし、また、考えていただきたいなということがありません。

1つは、私、学校に、国分寺高校へ来て3年目なんですけれども、進学者の多い学校なんですけど、そういう学校ほど、図書館というのは、学校の中におけるやっぱり学習のほんとうにセンターという役割をしなければいけないと思うんですが、実情から言いますと、やはり非常に蔵書数が少なくて、学校図書館というのはほとんどもう自習室としてしか使われていません。予算の削減等もあって買えないということもありますけれども、蔵書の構成とか買い方そのものにも実は問題があるなと思っております。例えば蔵書のことについては、これは予算の制限がありますから、公共図書館等との連携が絶対に必要だろうなとは常々司書の人に言っているんですが、これもなかなか近くに公共図書館がないとか、司書の人そのものがそういうことにあまり慣れてないとか、学校間で随分ばらつきがあります。

都立図書館というのは、一般の地域の公共図書館よりも、レベルが違い過ぎるんですけれども、ただ、先ほど、学習センターと申し上げたんですけれども、新しい高校のカリキュラムが15年度から始まりますけれども、追求的な学習というのが非常にいろいろな教科で出てきて、図書館の役割がより増加してきます。そういう中で、もう学校の図書館だけではほんとうに賄い切れない、いろいろ連携をしていかなきゃいけないと思います。都立図書館も、先ほど、IT化というような形で、利用させていただければ、意欲のある子どもには随分助けになるだろうと思います。そういうことを1つ考えております。

あと、15年度から、12学級以上の規模の学校に司書教諭が配置されますけれども、司書教諭のレベルというか、研修といいますか、そういうようなことがやはり、せつかく配置されるんですけれども、ちょっとまだ十分じゃないと思いますが、こういうことに、同じ都立ということで、都立図書館というのはかかわれるのではないかと、ちょっと期待があるんですけれども。

それから、もう一つは、先ほど小峰委員がおっしゃった子どもの読書活動の推進です。大変画期的な法律ができたと思いますが、実際に学校の中でこれを具現化していこうということは、なかなか難しいところがあります。こういうところに何かいろいろサジェスションがいただければなと思います。

以上です。

【坂本議長】      ありがとうございました。

以上ごあいさつをいただきましたけれども、それでは、本来の議事に戻りまして、議事の1に入らせていただきたいと思います。

最初は都立図書館の概要についてご説明をいただくことになっております。では、中村部長お願いいたします。

【中村管理部長】      それでは、私のほうから、都立図書館の概要のご説明をさせていただきますと思います。お手元の配付資料の中に、資料5「東京都立図書館概要」という横刷りの紙がございます。それから、その下に、2枚物で、資料6で「数字と事業で見る都立図書館」というものがございます。それから、ピンク色の表紙の事業年報をお配りさせていただいております。時間の関係もございますので、この場ですべての資料をご説明することは困難でございますが、概略のご説明にとどめさせていただきます。後ほど改めて資料をごらんいただければ幸いです。

基本のご説明は、資料5の「東京都立図書館概要」、これに沿ってさせていただきます。

都立図書館は、今お集まりいただいております、ここ、港区の有栖川宮公園の中にございます中央図書館、千代田区の日比谷公園内にございます日比谷図書館、立川市錦町の都立多摩教育センター内にございます多摩図書館の3館が現在ございます。中央図書館は、1973年、昭和48年1月の開館ということでございますけれども、今年でちょうど30年目を迎えます。開館時に、当時の日比谷図書館の全蔵書を引き継ぎまして開館してございます。したがって、蔵書の歴史は日比谷図書館の開館時にさかのぼるということでございます。

日比谷図書館は、1908年、明治41年11月の開館でございます。既に95年の歴史を持ちます公共図書館の草分け的存在でございます。かつては、日本の図書館界をリードするという存在でございました。中央図書館の開館に

よりまして、蔵書を引き継いだ後は、新たに都立唯一の貸し出し図書館となって現在に至っております。

また、多摩図書館は1987年、昭和62年5月に、それまでの都立立川、青梅、八王子の3図書館を統合しまして、それらの蔵書を引き継いで新たに開館したものでございます。これら3館は、中央図書館を中心館といたしまして、相互に連携、役割分担をしながら運用してきてございます。しかし、昨年度までは、日比谷図書館につきましては、そもそも中央図書館設立時に、その資料、機能をすべて引き継いだということもございまして、中央図書館の一部という位置づけにありましたけれども、多摩図書館につきましては、設立の経緯もありまして、ほぼ独立した運営形態をとってございました。そして、地域分担という考え方によりまして、中央図書館が主として23区を中心として、多摩図書館が主として多摩地域を中心としたサービスを行ってまいったわけでございます。

後ほどご説明いたしますけれども、昨年度、教育庁内に、都立図書館のあり方検討委員会を設置いたしました。本年1月には、「今後の都立図書館のあり方」として、教育委員会に報告し、決定をいただいたところです。そのことを踏まえまして、効率的な図書館運営という観点から、平成14年度より、都立3館の組織運営体制を改めまして、中心館でございます中央図書館に、予算、企画などの管理運営機能や事業の統括機能を一元化するとともに、中央図書館と多摩図書館の関係も、従来の地域分担から、中央図書館を中心館といたします3館の一体的運営のもとでの機能分担という、そういった形態に変更いたしました。

したがって、次の「機能」の欄でございまして、ここには、サービス面での主な機能を記載してございますが、中央図書館は、こちらにございますように、「都民及び利用者への高度・高品質な情報サービスの提供。広範にわたる資料の収集及び長期的保存。都内公立図書館及び学校等への協力支援。図書館未整備地域に対する補完サービス」。さらに、都の行政機関の一員といたしまして、当局の「政策立案への協力支援」などを担ってまいります。

次に、日比谷図書館は、都心の一等地で、ビジネスマンや官庁職員など、昼間人口の密集地域に所在するところから、視聴覚資料、新聞・雑誌を中心としたサービスの提供及び個人貸し出しを担当いたします。

また、多摩図書館は、中央図書館と連携して、同様の情報サービスに努めるほか、児童・青少年、文学、多摩行政資料等の収集と長期的保存、及びこれらの図書や雑誌を中心として、都内公立図書館及び学校等への協力支援など。さらに、これまで日比谷図書館で行ってまいりました児童・青少年に対するサービスにつきまして、今年度から多摩図書館に全面的に移管いたしましてサービスを提供してまいります。

次に、「組織・定数」でございますけれども、中央図書館が、管理部、サービス部の2部の4課体制。日比谷及び多摩図書館は、それぞれ「1課」と記載してございますが、課に相当する館組織ということでございます。昨年度と比較いたしますと、中央図書館で1課、日比谷、多摩図書館で、それぞれ部相当の館組織のもとで2課ずつございましたので、合わせて2部3課の減、かなりの組織の減量化、簡素化を図ったところでございます。

また、定数は、中央図書館123名、日比谷、多摩がそれぞれ27名、合わせて177名の定数でございます。昨年と比較して、17名の減ということになってございます。そのうち5人が管理職の減でございます。そのほか、組織運営の中央への一元化によるものがほとんどでございます。この177名の定数のうち143名が司書職員でございます。割合にいたしますと81%が司書であるということで、他の区や市の図書館に比べまして、非常に司書職員の比率の高い図書館となっております。

恐縮ですが、ちょっとピンクの表紙の事業年報の3ページのところに、紙を1枚挟んでございます。「東京都立図書館運営組織図」というのが、1枚ペラで挟ませていただいております。印刷のほうが昨年度の組織図になってございますので、本年4月からの新しい組織図を別刷で挿入させていただいております。管理部のもとに、総務課、企画経営課の2課、それから、現状では、協力支援担当課長が配置されておまして、企画経営課長と事務を分担しております。

また、サービス部のもとに、資料管理課と情報サービス課の2課体制となっております。

日比谷図書館と多摩図書館は、組織上は管理部に所属する形になってございます。

昨年から今年にかけて、組織の名称も、例えば、資料部からサービス部へと改称するなど、実態に合わせてわかりやすい組織名にしております。

もとの資料に戻らせていただきまして、次に、「施設」の欄でございますけれども、こちらに記載しているとおりでございますが、収蔵の能力は、中央図書館が203万冊、日比谷図書館が43万冊、多摩図書館が108万冊でございます。

また、閲覧席は、中央974席、日比谷428席、多摩134席となっております。

次に、予算額ですが、平成14年度の都立図書館の予算額は、給与等の人件費を除きまして、総額で8億9,000万余円でございます。昨年度が9億7,900万余円ございましたので、比較いたしますと、約9.1%の減ということになります。内訳は、こちらにございますとおりでございますが、ちょっと右側のほうに「資料の収集」という欄がございまして、予算ベースで2億2,700万余円と書いてございます。これは、純粋な資料収集費の金額でございます。この金額も、昨年が2億5,900万余円ですから、約12%の減ということになってございます。

これらの予算減は、都財政の悪化によります、いわゆる方針減という形でなされているものでございまして、今年度も、昨年度比で平均10%の予算減を余儀なくされているものでございます。

こちらに書いてございます収集の冊数でございますが、これは予算上の積み上げ数字ということでございまして、実際にこのとおり購入するというものではございませんので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、所蔵資料でございます。13年度末、「(2002.4.1)」と書いてございますが、中央図書館には、図書約163万1,000冊、新聞1,028タイトル、雑誌1万2,310タイトルを所蔵しております。新聞、雑誌は、「デッドタイトル」と言っておりますが、廃刊になったものを含んでおりますので、数字が大きくなっております。

同様に、日比谷、多摩、3館合わせた図書数は、約248万5,000冊となりまして、公立図書館としては全国最大の規模でございます。日本の図書館と

いたしましても、750万冊の国立国会図書館に次ぐ蔵書規模となっております。

次に、昨年度のサービス実績でございますが、開館日数は、中央、多摩とも308日でございます。日比谷図書館が117日と少なくなっておりますのは、昨年8月1日から本年3月24日まで、耐震強化工事のため休館していた影響によるものでございます。

「協力貸出」とございますが、これは都民の方が地域の区市町村立の図書館に貸し出しなどの利用申し込みをした際に、その資料が当該図書館に所蔵していない場合、都立図書館にはあるということがございます。そういったときに、その区市町村からの申し込みを受けまして、都立図書館が区市町村立図書館に貸し出すという制度でございます。結果的に、区市町村の図書館で都立図書館の蔵書が利用できる、そういった制度でございます。

昨年度までは、さきにご説明しましたように、基本的には、中央図書館が23区を対象に、多摩図書館が多摩地域を対象に協力貸し出しをしておりました。それぞれが所蔵していないものにつきましては、23区であっても多摩図書館から、あるいは、多摩地域であっても中央図書館から貸し出しをするということももちろんやっております。

また、児童資料につきましては、全都的に日比谷図書館から貸し出しを行っております。

実績につきましては、資料に記載のとおりですけれども、合計いたしますと、図書が、児童資料を含みまして、約14万1,000冊、雑誌が約1万7,000冊協力貸し出しをしたということになってございます。

また、日比谷図書館の個人貸し出しは8万8,000冊でございます。

入館者数は、中央図書館が1日当たり約1,200人で、年間約38万人。日比谷図書館は、都心の昼間人口が多いビジネス街の一等地に立地している関係で、1日当たり2,800人と大変多いわけでございます。開館日数が少ないにもかかわらず、32万8,000人の入館者がございました。多摩図書館は、閲覧席が少ないことや、駅から多少離れておりまして、交通の便があまりよくな

いということも影響しているかと思いますが、1日当たり280人で、約8万7,000人という実績でございます。

それから、図書館に寄せられますさまざまな調査依頼などの参考調査件数ですが、口頭、文書、電話、ファクス、Eメールなどを合わせまして、3館合計で17万1,000件という実績となっております。なお、の中には、一般の都民の方々からのレファレンスのほかに、「協力学ファレンス」と言っておりますけれども、区市町村からの依頼分も含まれております。

コピー枚数は、中央図書館が1日当たり約8,500枚と、261万4,000枚となっております。日比谷、多摩と比較いたしましても、非常にコピー需要が多いということがわかりいただけるかと思いますが、これは、中央図書館の参考調査専門図書館という、その特質をよくあらわしているのではないかなと考えております。

なお、参考までに、昨年、平成12年度は、日比谷図書館は通年開館しておりましたけれども、そのときの実績を若干申し上げますと、入館者数が81万7,710人、年間で81万人。1日当たり2,656人という数字がございます。参考調査件数が7万929件。コピー枚数が58万4,000枚。1日当たり1,896枚という数字がございます。

なお、「その他」の欄でございますが、1に書いてございますのは、今開催させていただいております、21期の図書館協議会のことでございます。平成16年3月までの2年間の任期をお願いをしております。

また、2の東京都教育委員会が実施いたします親子ふれあいキャンペーン事業、あるいは、東京文化財ウィーク事業にも都立図書館も参加しております。ちなみに、昨年度は、親子ふれあいキャンペーンでは、朗読サービスの紹介と実践。東京文化財ウィークでは、江戸城造営関係資料の展示を実施いたしました。

なお、このほかに、昨年度は、パソコン検索講習会を年間で10回実施したほか、11月には、初めて都庁の展示ホールで都立図書館展を開催し、図書館サービスの紹介や所蔵資料の展示などを行ったところでございます。

また、3にございます、昨年12月の子どもの読書活動推進法の施行がされまして、本年から4月23日が「子どもの読書の日」に制定されました。東京都教育委員会では、これを記念しまして、来る4月27日、土曜日に、都民ホールで講演などのイベントを予定してございますが、都立図書館といたしましても、当日、ホール前に、多摩図書館所蔵の児童・青少年資料を展示するなど、参加する予定でございます。

大変雑駁な説明で恐縮でございますが、以上で都立図書館の事業概要説明とさせていただきます。

なお、資料6の「数字と事業で見る都立図書館」という資料には、所蔵資料や利用状況など、他の図書館との比較なども若干載せまして記載してございます。事業年報の冊子などとあわせて、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

【坂本議長】        ありがとうございます。

これは、質疑は後でまとめてやるということにさせていただいて、もしもご質問がございましたら、この後の説明とあわせてご質問をお受けしたいと思えます。

次に、「『あり方検討委員会報告』について」というのがございます。これの説明は、高島課長、お願いをいたします。

【高島企画経営課長】        お手元に、「今後の都立図書館のあり方」ということで、あり方検討委員会の報告書をお渡ししておりますが、概要について説明をしたいと思います。

今年の1月24日、教育委員会が、今後の都立図書館のあり方について報告書にまとめて発表をいたしました。報告書の本文は、今お手元にお配りしておりますが、まず、都立図書館のあり方検討委員会が設置された背景と経緯をご説明したいと思います。

1点目は、都立図書館を取り巻く環境の変化でございますが、まず、第1章でも述べておりますけれども、近年、情報通信技術のめざましい進展によりま

して、従来の図書館サービスのあり方に大きな変革をもたらしつつあるということが、1点目でございます。

また、生涯学習機運の高まりの中で、公共図書館には、より便利で質の高いサービスの提供が求められております。しかしながら、一方では、深刻な財政状況の中で、マネジメントの観点から、従来の図書館サービス体制を見直す必要が生じてきております。このような都立図書館を取り巻く環境の変化を踏まえまして、都立図書館が広域的自治体の図書館として、その果たすべき役割を明確にして、効率的な運営のもとで、区市町村図書館と連携したサービスを都民に提供していく必要があるという認識に立って検討をすることとしたものでございます。

2点目でございますが、都立図書館の収蔵問題がございます。都立図書館の書庫の収蔵能力が限界に近づいてきておりまして、現状のまま推移いたしますと、平成15年度には都立中央図書館が、平成18年度には多摩図書館の書庫が満杯となる現状があります。都の現在の財政状況の中で、また、現在の都の方針によりまして、新たな書庫の増設、また、長期的な外部倉庫の借り上げ等を見込むことが困難な状況の中でありまして、都立図書館としての新たな収蔵方針を立てる必要が生じたということでございます。

以上が、あり方検討委員会の設置の背景及び経緯でございます。

以上の背景から、都立図書館のサービスの現状や諸課題をまとめたものが、第2章の「都立図書館の現状と課題」でございます。現在、都内には3館の都立図書館及び2館の国立図書館、そして、391の区市町村立図書館がございます。この391の区市町村立図書館の役割といたしましては、住民のために資料や情報を提供することなど、地域の情報拠点として、地域の実情に即したきめ細かな直接サービスを行うことが期待されております。

これに対しまして、都立図書館の役割は大きく分けて2つございます。

1つは、広域的・総合的情報拠点として、高度でかつ専門的な情報サービスによる都民の調査研究への支援を行うこと。

もう1点は、図書館の図書館として、さまざまな協力支援を通じまして、区市町村立図書館をバックアップしていく役割があるとしております。

以上、都立図書館を取り巻く現状と役割を認識した上で、今回の都立図書館のあり方及び方向性についてまとめられたものが、第3章以下「都立図書館の目指すもの」でございます。

まず、1といたしまして、都立図書館の役割とサービスについて述べておりますが、都立図書館は、東京都全体の広域的行政の立場から、区市町村立図書館との役割分担を踏まえつつ、区市町村との連携を図りながら、主に次のような役割を担っていくとしております。

まず1点目ですが、都民への調査研究活動への支援です。都立図書館は、所蔵する専門書や貴重書などを活用いたしまして、高度専門的レファレンスサービスを行います。そのために、区市町村で収集することが困難な専門書や高価本、その他の資料を収集・保存し、都民の利用に供するとしております。

次に、区市町村立図書館への協力支援でございますが、都立図書館が所蔵する資料の協力貸し出し及び協力レファレンス、また、図書館職員への研修等の充実を図っていくとしております。

また、今後は区市町村立図書館のネットワークづくりを提案をいたしまして、東京都全体の図書館サービスの向上を目指していくべきであるとしております。

さらに、今後展開していく具体的事業といたしまして、2番目以降、3つのポイントが挙げられてございます。

まず、ポイントの1は、広域的・総合的情報拠点としてのサービスの提供でございます。

その中身ですが、1つは、区市町村からの要望にもございますけれども、専門書、貴重書などを活用して、高度・専門的なレファレンスサービスを提供すること。

2つ目が、都立学校に対して協力レファレンスを行ったり、司書教諭の研修に協力するなど、学校への支援を強化すること。

3つ目でございますが、ITを活用し、利用者が直接来館しなくても、必要な資料に自由にアクセスしたり、各種の申込受付ができるようにするなど、サービスの向上を目指すこと。

4つ目でございますが、都立図書館の所蔵資料を、年齢にかかわらず、調査研究のため、必要に応じて利用できる機会を保障するため、入館年齢の制限を廃止することでございます。

次にポイントの2つ目でございますが、区市町村立図書館への支援でございます。

1つ目でございますが、区市町村立図書館との役割分担を踏まえまして、専門書や高価本などを中心に、幅広い資料を収集・保存し、区市町村や利用者の期待にこたえること。

2つ目でございますが、協力貸し出し、協力学ファレンスなど、各種の協力支援事業の充実を図ること。

3つ目でございますが、都立図書館は広域的立場から、現在、幾つかの自治体で取り組んでいる区市町村間のブロック化による相互協力が都内全域に拡大できるよう、相互協力ネットワークの構築などを提案することでございます。

最後に、ポイントの3でございますが、効率的な図書館の運営についてでございます。

1つ目は、現在、都立図書館がそれぞれに行っている予算、企画、収集などの機能を中央図書館に集中し、中央図書館の統括のもとで資料購入や書庫管理などを行い、都立3館が一体的で効率的な運営とサービス充実を図ること。

2つ目でございますが、中央図書館と多摩図書館の役割分担を見直し、現行の地域分担から都立図書館として一体的な運営を行うこととしております。

このことによりまして、今後、中央図書館は主に専門書、多摩図書館は文学、児童・青少年、多摩関係の資料、また、日比谷図書館は、新聞、雑誌や視聴覚資料を中心とした機能を分担していくこととなります。

3つ目でございますが、このような機能分担に合わせまして、資料の収集・保存については、原則、1タイトル1冊とし、収集率を高め、幅広い種類の資料を収集・保存することによってレファレンス機能の充実を図るとしております。

なお、現在、多摩、中央、日比谷で重複して所蔵している資料につきましては、再活用計画を立てて、区市町村立図書館などで有効活用を図っていくこととしております。

以上、あり方検討委員会の報告の内容について説明をさせていただきました。

なお、現在、都立図書館では、あり方検討委員会報告を具体化するために、館内に事業化推進会議を設置いたしまして、都立図書館の一体化運営に向けて条件整備に努めているところでございます。さしあたりまして、多摩図書館と中央図書館で重複して所蔵している旧記号本約10万点につきましては、昨年度中に、多摩図書館所蔵資料の除架が完了いたしまして、区市町村立図書館を中心に再活用をしていただきました。

なお、日比谷図書館の児童資料につきましては、本年度から多摩図書館で新たに児童・青少年サービスとして開始するため、昨年度中に日比谷図書館から多摩図書館への移送が完了いたしております。

現在、多摩図書館は、児童・青少年サービス開始準備のため休館をしておりますが、来月、5月1日オープンの予定となっております。

今後、都立図書館の運営及び事業につきましては、あり方検討委員会報告を踏まえまして展開していくこととなります。

なお、都立図書館の一体化運営の移行に伴いまして、現在、中央図書館と多摩図書館でそれぞれ別個に定められておりました運営方針は、新しい都立図書館のサービス及び管理運営に関する事業の方針として統合し、改正を行い、この4月1日、新しい都立図書館の運営方針、資料9についておりますけれども、新しい運営方針として決定をいたしました。

なお、この新しい運営方針のもとに、現在、中央図書館と多摩図書館で別々に定められております各種館内規程等を、都立図書館として一体化するための整備改定作業を現在行っているところでございます。

最後になりますが、昨年10月に、第20期の図書館協議会からご提言をいただきました高度情報化社会における図書館サービスのあり方、ITを活用したサービスの革新、別冊で昨年の提言がございまして、の具体化方策につきまして、現在、都立図書館としての取り組み状況についてご説明をいたします。

ITを活用した図書館サービスの充実・拡大につきましては、あり方検討委員会報告にも述べられておまして、都立図書館としても積極的に推進を図っているところでございます。この4月には、都立図書館内に、新しいセクションといたしまして、IT推進担当係長が設置されました。今後、IT推進担当係長を中心に、電子図書館計画を含めたIT推進マスタープランを策定しまして、ITを活用した新たな図書館サービスを展開していく所存でございます。

また、今後、区市町村立図書館との横断検索システムの構築、ホームページの改善・充実など、ITを活用した図書館サービスの向上を図ってまいります。

以上、第20期図書館協議会提言の具体化への現在の取り組み状況でございます。あり方検討委員会報告を含めまして、ご報告をさせていただきました。

以上でございます。

【坂本議長】      ありがとうございました。

お茶が出てまいりましたけれども、まだ1時間ですから、特に休憩もしないで、このまま進めてまいりたいと思いますので、紅茶などを召し上がりながら、コーヒーかな、わかりませんが、会を進めてまいりたいと思います。

今の概要の報告と、それから、あり方検討委員会の報告につきまして、何かご質問等がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。特にご質問がないようでしたら……。

【小川（幸）委員】      1つよろしいでしょうか。

【坂本議長】 はい、どうぞ。

【小川（幸）委員】 ちょっと、こちらのあり方の報告の17ページなんですけれども、区市町村への支援ということで、「協力支援のニーズを的確に把握し、また、都立図書館と区市町村立図書館とが連携・協力していくためのしくみづくりを検討する」ということですが、これはある程度、かなり具体的に、どういう方向で進められるかということが検討されていらっしゃるのでしょうか。

【中村管理部長】 都立だけでできる話じゃございませんので、私どものほうから、またご提案をさせていただきたいと思っております。

【小川（幸）委員】 近々いただけるということで。

【中村管理部長】 はい。

【田村副議長】 質問というよりも意見なんですけれども、前期、協議会の委員をやっていたというようなこともございますので、あり方の報告書を読ませていただいて、ちょっと3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、私はやっぱり、このあり方の報告書で、都立の皆さんがかなり大きい宿題をみずから負われたんだと理解しております。それは、今、高島課長のほうからもご報告いただきましたけれども、環境変化に対してどう対応するのかというところを、やっぱり本腰を入れて都立のほうで考えられたんだらうと思っております。

特に大きいのが、効率化の話ですね。効率化に対して、都立の図書館なりに機能の一体化というようなことで対処されようと言われたということだと思います。その結果として、先ほどもお話がありましたように、組織全体がスリム化したというようなことですね。それから、蔵書が1点のみ購入、保存というような形で、全体にスリム化を図られたということは大変結構なことだと思うんですけども、それ自体は。

ただ、効率というのは、やはりサービス水準を落とさないということで、特に行政評価のところではしか指摘されていたのが、サービス水準が落ちているんじゃないかというようなご指摘があったと思います。ですから、効率という

のは、やっぱりサービス水準を落とさずに効率化を図るということを、ぜひお考えいただきたい。それは非常に大きい宿題だと私は思っております。協議会も、できれば、そういうふうなところで何かお手伝いできるようなことというのはやったほうがいいんじゃないかと。

と申しますのは、やっぱり特に多摩の市町村立図書館の方なんか、大変その辺のところを心配されているんだと思うんですね。つまり、効率化というのがサービス水準の低下と同じことなんじゃないかと思っていらっしゃる方ってかなりいるんだと思うんです。それは、やっぱりそうではないんだということですよね。ただ、めり張りをつける部分が出てくるというのは当然だと思います。サービスをやる以上、この部分は重要なんだから重点を置く。この部分は、今までよりは重点としては軽いというようなことは当然出てくると思うんですけれども、全体として、サービス水準を維持するということをおやりにならないと、やっぱり行政評価のところ、サービスが落ちているじゃないかという指摘はまた受けるおそれがあるんじゃないかという気は私は非常にしております。その辺が大変心配——心配というよりも、都立の皆さんにぜひそこは頑張ってくださいということなんですね。こういうのは非常にいい機会だと思うんですよ。いい機会だと思うので、こういうのを機会にして、ぜひそういうことに取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一つは、それに対して、高度・高品質なサービスというか、特に区市町村立とは違う役割を都立が担うんだということを非常にはっきりと打ち出されているということですね。これも非常に重要な点で、今まで、都立もそういう形ではありましたが、具体的にそこをどうするのかというのが、あまりはっきりしたことは出てこなかったかなと思っております。

それから、特にその大事な部分は、場合によっては、区市町村立を支援する部分と、それから、こういう高度・高品質なサービスを提供する部分とのバランスをいかにとるかとかといったような問題ですよ。そういう問題というのが、必ずしも両方が整合された形で、片方が伸びればもう片方も伸びるという関係にはないかもしれないんですね。その辺の見極め、それから、あと、サービスに非常にめり張りをつけるというんですか、そういうこともお考えになっていらっしゃるのかなという印象も少し持ちました。というのは、行政支援とか、ビジネス支援とか、それから、児童を多摩に移して、また新しい展開を図るというようなことですね。そういうことをお考えになっていらっしゃるということも、これも非常に大事な話だと私も読ませていただきました。ですか

ら、その部分のところを具体的にどうするのかということですね。これもなかなか大きな宿題だと思っております。

うまくやると、都立がまたさらに、その辺のところ、これからの都道府県立図書館のいいあり方を示すようなことになるのかもしれませんが。そういうふうな気もいたしております。ですから、そういうところを、もし協議会としてお手伝いできるなら、何かやっぱりそういうふうなことをやりたいなという気が個人的にはしております。

それから、3番目は協議会の役割でして、このあり方の検討が始まったのが、前期の協議会のちょうど2年目くらいで、慣例的に、協議会というのは2年間で1つの課題に対してお答えを出すというようなことをやっていたわけですね。2年目と申しますと、もうその線ですっと走っていて、ほぼ結論が固まってきた段階でそういうお話をいただいて、協議会として非常に対応に苦慮したわけですね。実際のところは、各委員が個別に意見を言うというようなことでしか対処できなかったということ。

そうすると、協議会というのが、これ、非常に難しく、今度は協議会のほうに戻ってくるのでなかなか大変なんですけれども、今度は協議会が宿題を負うようなことになるかもしれませんが、もうちょっと協議会自体が身軽に対応できるようなことというののもあっていいんじゃないかなという気がいたしました。これは、協議会のほうの反省ですね。

一応3点です。

【坂本議長】      ありがとうございます。

【小川（俊）委員】      今お二人のお話を伺っていて思ったんですけれども、サービス水準を落とさないというのは、実は都立のサービス水準じゃなくて、区、市全体のサービス水準を落とさないということをぜひお考えいただきたい。特に23区を見ていますと、都立の上のほうは立派な木が繁っているけれども、肝心の水を吸い上げる部分の能力がすごく劣ってきている、そんなことを都立が発言したらしかられるのかもしれませんが、そのところをきちんとてこ入れしないと、いくらいいサービスをやっていますと言っても、実は都立と区立、あるいはもしかすれば市立のところもそうかもしれませんが、うまく連携がとれていかない。ここだけがよくなればという発想はぜひおやめ

いただいて、区立を含めてどうするかという議論をきちんとやっていただきたいと1つは思います。

それから、もう一つは、先ほど、校長先生からお話がありましたけれども、「学校図書館への支援」とあるけれども、一体何を支援するのかというところが、やっぱりきちんと見えていないといけないわけで、それは言葉でない問題として、じゃあ、具体的に学校側がどういうことを望まれているのかということ、やはりきちんと吸い上げることをおやりいただきたい。

最初の問題に関して言えば、かつて、薬袋さんという方が本にお書きになったように、なかなか、都と区の間というのはいかにない部分があるんでしょうけれども、今ここで、少しためらってしまうと、肝心の根っこの部分が全部だめになるんじゃないかという、私は大変危機感を持っています。実際になくなった区立図書館も幾つか生じていますし、それから、司書はもう3年で全部かえていくんだというようなことを明言している区があるわけですから、専門性のない区立図書館があつて、都立だけが専門性が高いといっても、それはやっぱりいいサービスにつながっていかない。都民全体に対してどうするかという問題で、数字を見ていただければわかるように、区立、市立の図書館の利用者数と都立の利用者数というのははるかに違うわけですから、それはやはり区立があつて都立があるからそういう数字になるんだということをぜひ考えて、今後の検討をなさっていただきたいと思います。

【坂本議長】 今、いろいろご意見が出ましたけれども、何かありますか。どうぞ。

【佐藤委員】 学校のほうからの発言なんですけれども、このあり方検の報告書の中にも、都立学校への支援のことが書かれていて、これは都立図書館へのお願いというよりも、むしろ、ほんとうにこういう支援をしていただくことになった場合の学校側の受け皿が問題かなと思います。学校の図書館の、例えば蔵書数とか人員配置とかということについては当然基準はありますけれども、運営の中身というんでしょうかね、要するに、学校でいえば、学習については学習指導要領という基準があつて、それで教えていくわけですがけれども、図書館の運営について、どういうふうに、例えば読書活動にかかわるとか、調べ学習にかかわるとかという、ソフト的な面での基準というのはいないんですね。全部司書に任されているんですけれども、学校司書の場合は行政職員ですから、あんまり専門性は高くないですし、それが随分司書の資質によって違うんです

よね、学校によって。だから、学校図書館をバックアップしてくださる体制がどんどんできることはありがたいんですけども、肝心の学校のほうの受け皿が、これはむしろ教育委員会のほうになるのかもしれないけれども、つくっていかないと、ちょっと生かし切れないかなという感じは、これを見たときに思っていました。せつかくの機会ですから、ちょっと言わせていただきますけれども。

【坂本議長】       ありがとうございました。

【小峰委員】       これから都立図書館は、このあり方の報告を前提にして進められていくわけですけれども、1つは、この協議会との関係ですけれども、田村先生がおっしゃったように、中間報告をいただきまして、個々、いろいろお話をしましたけれども、まとまった形で、協議会として、この中間報告なり、報告書なりに対して意見を申し上げる機会はあるまいなかつたと思うんですね。そういう意味では、逆に、協議会のあり方そのものが問われているんじゃないかという、そういう気がしました。そういう反省を踏まえて、これからどんどん進められるんですが、協議会との関係を再度考えていただきたい。それが第1点です。

それから、このあり方の報告に関しては、これからどうなるんだろうか、これを進めたらどういうことになるんだろうかと、やっぱり心配している人が多いんですよね、普通の利用者も、それから関係者も。そのあたりをしっかりと、こうなるんだよと、こういうふうになっていくんだよという、それをはっきり出していただくとうありがたいなということなんです。

幾つかの例を申し上げます。

例えば、国会図書館、最後のよりどころとするのは国立国会図書館という言葉がよく出てまいりましたけれども、本館もそうでしょうし、それから、国際子ども図書館もそうですよね。その関係といいますか、連携協力関係はこれから一体どうなるのだろうか。日比谷の児童室は多摩に移りましたけれども、大変立派な青少年の収集サービスをやっているんですね、日比谷の場合は。今度多摩へ行きますとどうなるのか。今年度の児童・青少年図書の購入予定冊数は、2,400冊なんですね、予算ベースでいきますと。そうしますと、児童書というのは、いわゆる児童書と言われるものは、大体3,500冊ぐらい出て

いるんですよ、年間。そうすると、発行されている児童書が全部収蔵できないという問題があるんじゃないでしょうか。

それから、一般書の場合は、これは6万5,000点ぐらい出ますから、これ、冊じゃなくて、点ですかね、これは。

【坂本議長】 そうですね。

【小峰委員】 2,400冊じゃなくて、2,400点ですね、これ。

【坂本議長】 はい。

【小峰委員】 収集率がやっぱり低いんじゃないかなと思います。国会図書館との連携という考え方があるかもしれませんね。それから、多摩の場合、これから国際子ども図書館との関係をどんなふう構築されていかれるのか、よく見えない部分があります。これからの課題になってくるという気がします。

あと、学校との関係ですけれども、学校に対するサービスというのはありますけれども、実は、区市町村との関係、これは1つ方向が出ていますよね。それと切り離れた形で、学校図書館に対するサービスというのがあるんですが、これは学校図書館と公共図書館の、例えば資源共有をどうするかとか、その点はどういうふうにお考えになるのか、これからの課題だと思います。

それから、専門職員でしょうね。学校の先生、司書教諭も含めてですね。都として、それは措置していくとか、研修制度を設けるといことなんですかけれども、実際は、平成15年3月末まで、12学級以上に司書教諭が配置されますけれども、当て職が多いですよ。時間軽減とか、専任というのはあんまりないですよ。そのあたりの関係はあるかもしれませんね。その点は、都としてどんなふうにお考えなのか。幾つもの課題が山積しているんで、これでおしまいだよ、これで済んだよというようなことじゃなくて、いろいろ各方面に意見を聞かれて進めていただきたいなど。この協議会もそうですけれども、ほんとうは第三者機関を設置して、各方面の意見を聞かれたらどうかなという気はしております。

【坂本議長】 ありがとうございます。

今いろいろご意見が出ましたし、若干ご質問に近いものもありましたけれども、何かお答えになることはありますか。どうぞ、館側で言いたいことがあったら、ぜひおっしゃってください。

【中村管理部長】 それぞれの先生から大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。また、中には耳の痛いことも若干あるわけですが、それはともかくといたしまして、最初に、サービス水準を落とさないというのは、これはもう全く基本の考えでございまして、むしろサービス向上を図ると。もっともっと図書館として発展していきたいという気持ちでございまして。ただ、先生もおっしゃっていたように、サービスの中身ですね。具体的な中身になりますと、例えば、複本がないよりあったほうが良いというのはもちろんわかるわけですが、そのところは、予算の絡みとかいろいろあって、どちらをとるか。複本を断念して点数を増やすほうをとるといようなところは、若干都立側の判断というのはあろうかと思いますが、今後、具体的なことは、気持ちとしては、次々と新しいサービスを出していきたいと思っております。

それから、役割分担、都立ならでのサービスをやっていききたい。都立ならではというのは、具体的にどういうものかというの、なかなか言いにくい部分もあるわけですが、「高度・高品質」というような言い方をしておりますが、広域的な図書館という立場、それから、高機能なもの、あるいは区市町村ではやり切れない、若干金のかかるものとか、そういったもの。それから、あるいは、公立を超えた各種図書館、あるいは大学との連携とか、そういったものまで含んで、視野に入れて、今後考えていききたいと考えております。

それから、区市町村のてこ入れをというお話が小川先生のほうからございました。なかなか実際にやりにくい部分も、これ、組織が違う、団体が違うということもございまして、他人様の団体の運営の問題、あるいは人事の問題まで口を挟むところまではとてもできないという部分はもちろんあるわけですが、今でも、職員の質の向上ということから、かなり頻繁に区市町村の図書館職員の研修をやるということもやっておりますが、ネットワーク化というような中で、これから具体的に区や市と話をしていく中で、そういった問題も含めて、ぜひほんとうの連携がどういった形でできるのかといったこともあわせて検討していきたいなと思っております。

それから、学校図書館あるいは学校との連携ということですね。佐藤先生のほうから学校側の受け皿問題も出ておりましたけれども、これ、私どものほうでも同じ気持ちでございまして、これまでも教育庁の指導部、あるいは教育庁研修センター等といろいろ話をしてきているわけですが、おっしゃるとおり、学校側の受け皿のほうも、我々としても欲しいなど。それから、その前にまず、学校側の需要とか、どういったもので我々図書館側として支援ができるのかといったことを具体的に詰めていかなきゃいけませんものですから、そういったことを詰めさせていただく窓口というものの設置についても、各方面をお願いをしているところでございます。

これまでやってきたことで唯一のことは、司書教諭に対する研修というのを、今年の1月に、2回にわたりまして、約150名ぐらいの司書教諭の先生方に実施をしております。これについては、今年度もかなり頻繁に実施をしていくと。都立図書館として、まずお手伝いしようということで、司書教諭の先生方の研修を実施をしております。

それから、あと、協議会との関係でございまして、おっしゃるとおり、なかなか難しい面も、これは協議会が頻繁に開けるものではないと。お忙しい先生方ばかりでございまして、そういった部分もあるわけですが、今後、これからの、私どもとしても、さまざまな場面で、先生方のお知恵を拝借したいという気持ちでもございますものから、むしろ十分活用させていただけるように注意をしたいと思っております。

【坂本議長】       ありがとうございました。

よろしゅうございますか。ほか、何かございますか。

【奥田委員】       1つありますが。

【坂本議長】       どうぞ。

【奥田委員】       図書館で、本自体を探すというのもあるんですけども、情報自体を探すのと本を探すのは基本的には全然別の話でして、例えばテーマがあって、その特定のテーマで情報を探したいということと、ある本を探すのは、例えば今のインターネットでも全然簡単に、ウェブができていると、題名とか著者名を入れるとかなり探せるんですね。ところが、情報を探すとすると、タ

イトルだけとか、キーワードだけでうまくいかない。例えば、ある本を探して、そこへ行くと、それそのものはだめだけど、例えば都立図書館、今、オープンになっています。一部書架が開架になっていますから、そこを見に行くと、例えば、隣に、「あっ、おもしろいのがあった。これじゃないか」とか、そういうのが結構あったり。それは何かというと、情報を探しているんですね、本を探したわけじゃなくて。そこにいいものがあったとか。そうすると、例えば、ウェブでもそういうことができないかというのは1つ考えられて、大学でも最近、バーチャル・ユニバーシティというのができて、日本福祉大学ですか。実際の建物にあたかも、静岡県にいても、そこへ行ったような、学生同士会話ができるとか、そういうのがもう今できるようになっているんです。図書館も、例えばそういうことは考えられて、ある本を探したときに、書庫で隣の隣に何が置いてあるのかも見たい。そういうようなことを考えると、例えば東京都の多摩地区にいても、中央図書館の書架の背表紙ぐらいは見れるとか、そんなことも、何か夢みたいなことですけども、考えてもいいんじゃないかなとちょっと思ったりしています。

【坂本議長】 情報の専門家でありますから。そんなことできそうなの？

【田村副議長】 それについてはわかりません。ただ、ちょっと話は違うかもしれませんが、情報の提供という話で言うと、私は前から申し上げているんですけども、都立中央図書館の専門職員の方の調査能力というのは非常に高いと思っております。一番信頼しているところで、この辺は、先ほど小川委員もちらっとおっしゃいましたけれども、それを前提とした上で、それをぜひ都民全体に共有できるような体制をつくってほしいというのが我々の考え方なんです。ですから、先ほど、ウェブでそういうものを公開されるとかそういうことも含めて、多分調査依頼を出された方はかなり驚かれると思うんですね。これだけのことが都立の職員にできるのかというのは、普通、やっぱりどうしても資料の貸し借りぐらいのところでは図書館って考えてしまいますよね。ですから、それを超えて、ここのコレクションとか、今ですとインターネット情報源なんかも使って、もう調査ができるんだということを、ぜひ都民の皆さんに広く出していただきたいというのはほんとうに思いますね。

【坂本議長】 ありがとうございます。今のあり方検討委員会の報告までは、ここでもって一応打ち切らせていただいて、今日のメインテーマでございます「第21期の審議事項について」ということになったんですけども、先ほど田村先生からお話がありましたけれども、あり方検討委員会と、この協議

会との関係で、これはおいでにならなかった方はあれなんですけれども、2年間のテーマで別のことをやっていたわけですよ。ITを一生懸命研究して、1年終わったところで、あり方検討委員会というのが突然都庁のほうにできて、そこで、あり方検討委員会の中間報告というのが出まして、それで、我々のところに意見を言ってくれと。我々はITのほうをやっていましたから、それは全く初耳だということで、結局、中間報告に対して、我々はそれぞれの方が委員としての意見を申し上げただけで済んでしまったということが、さっき田村先生がおっしゃった、もう少しあり方検討委員会と、まあ、今後はありませんけれども、そういう問題とこの協議会との関係を考えなきゃいけないということの趣旨ですけれども、そういうことからしますと、やはり1つのテーマを2年間かけてやるというのも1つですけれども、かなり緊急的に出ている問題に対して、こんな分厚いものでもなくてもいいから、協議会として意見を出したいという、そういう形でかなり機動的に動きたいと私は思うんですけれども、そういう意味からしますと、何も1つの大きなテーマをここで決めてやるというだけではなくて、そうじゃなくてもいいような形でもって進めていきたいと思えます。

そんなことも前提にいたしまして、今度の21期の協議会でこういうことを取り上げてみたい。さっき、どなたからか、いろいろ出ておりました、これは協議会のテーマになるのかなということもあったんですけれども、改めて何かございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。今期の審議事項のテーマですね。

【小峰委員】 大きなテーマか、ちっちゃいのかわかりませんが、ここに、子ども読書活動推進法に関する資料も出していただきましたから、協議会のテーマって僕よくわかりませんが、ぜひ基本計画の策定に当たっての何か提言をやれたらいいなと思います。理由は、ここに出されていますけれども、僕はかなり重要な法律だと思っています。子ども読書活動推進法ですね。僕らは、大体10年ぐらい前から要望していました。

ご案内のように、これは99年8月の子ども読書年に関する決議、衆参両院で全会一致で可決されましたけれども、これの趣旨を立法化したものですよ。僕自身は、この法律そのものは、日本国憲法と教育基本法の理念を継承していると考えておりました、この推進法がこれから、どのように実体化されていくかということに大きな期待を持って見ているということです。

この子どもというのは、おおむね18歳以下ですから、ちょうど高校生以下ぐらいが入りますかね。それと、特に推進法に関して、6項目にわたる附帯事項があるんですよ。ここは大変重要だろうと思っています。事業者とか、あるいは図書館とかの自主性を生かすということが強調されています。

例えば、6項目の4に「学校図書館、公立図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること」とあるんですね。政治や行政はなるべく介入しないで、住民や民の自主性を支援する、読書環境を整備するという内容ですから、この法律がほんとうに生きてくれるといいなと思っています。そんな理由から、何かこの協議会でも、これを取り上げていただいて、提案ができればいいなと。いかがでしょうか、これ。

【坂本議長】 さっき、佐藤委員からも、学校図書館の問題も出ましたし、それから、勝本さんはお母さんだというお話もありましたし、非常に適切なテーマかなと思います。

ほかにございますか。

先ほど申し上げたように、2つぐらいのテーマでもってやろうかなと思っていますんですけれども、館側から何かありますか。

【高島企画経営課長】 今考えているのは、現在、都立図書館のほうでは、20期でいただいたITを活用した図書館サービスの推進、それから、あり方検討委員会の具現化に取り組んでいるところがございまして、当然、あり方検討委員会のほうからも、子どもの読書活動、それから、いわゆる学校との連携を進めていきなさいということで、子どもの読書活動を含めたご協議いただければと考えています。

それから、あと、もう1点考えているのは、先ほどからご意見がございますけれども、いわゆる区市町村図書館との連携協力の方策をこれから考えていかなければなりません、その辺についてもちょっとお話をいただければと考えております。

大体、その2点ぐらいです。

【坂本議長】 さっき、小川委員からも、両小川委員から、区市町村の協力体制をどういうふうにつくるんだと。これはこちら側だけではありませんけれども、区側、あるいは市側のニーズもくみ取っていただいて、我々に提示をしていただいて、我々なりに、こういうふうにやったらいいんじゃないかということが提言ができれば非常にいいと思いますので、大体、その2つぐらいのテーマで2年間、1年ずつやるか、どうするかはちょっと考えさせていただきますけれども、その2つについて協議をするということによろしゅうございましょうか。

それでは、協議のテーマの正式な名称は、後で館とも相談をいたしますけれども、この子どもの読書活動の推進に関連して、学校図書館とかそういったことも含めて、都道府県でつくらなければならない基本計画をどうつくったらいのかという、その助言なりアドバイスができればというのが1つ。

それから、区市町村との協力関係をあり方検討委員会でもってちゃんと構築しろという話があった。それをどうつくることがいいのかという、その2点について協議をさせていただくと。

私の個人的な意見を言わせていただきますと、区市町村との協力の関係というのは、区市町村の意向を踏まえなきゃならないということがありますから、それをまずとっていただくなり、それから、今どういうふうに行われているかということをご説明をいただかないと、我々も非常に議論しにくいというのがありますので、そっちは事実関係のご説明等があるので、どちらかというの後回しというか、少し時間を置いたほうがいいかな。

子どもの読書活動のほうは、そういう作業が必ずしもなくてもできるかなというので、先にこっちをやって、だから、最初の1年目はこちらを中心にやる。その間に、いろいろ区側の意向とか、現実の問題でこんなふうに行っているというのを教わりながら、2番目のテーマを次の1年でやる。そんなようなことで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

【小峰委員】 異議なし。ちょうど文科省のスポーツ青少年課が大体ヒアリングが終わって、夏をめどに基本計画を策定するという方向なんですよ。それにのっかって都道府県、それにのっかって市町村、こういうふうになりますから、ちょうどタイミング的にもいいんじゃないでしょうか。

【坂本議長】       そうですか。

それでは、そういったような……。

【高島企画経営課長】       では、スケジュールの関係について、ちょっと。

【坂本議長】       そうですね。ちょっとスケジュールの関係のご説明をいただきましょう。資料がどっかに……。

【高島企画経営課長】       資料は、7の後ろと、資料8は日にちだけしか書いてないんですが、それに伴いまして、ちょっと今までの図書館協議会の沿革等、今までご提言いただいた点もございますので、資料7の後ろのほうについておりますが、そちらについてもちょっとご説明して、スケジュールのほうはまだ完全に決まっていませんので、簡単になると思いますが、説明したいと思いません。

まず、図書館協議会の位置づけと沿革でございますけれども、当協議会、こちらに、沿革でございますように、昭和35年2月に、日比谷図書館の図書館協議会として発足しております。前期まで20期、42年間にわたって都立図書館の運営にお力添えをいただいております。この間、各期におきまして、その時々課題につきまして積極的に図書館運営にご意見をいただいております。図書館の法的位置づけが、沿革の前に運営の関係法令が載っておりますので、そちらをごらんいただきたいと思えます。

各期でいただいた提言、答申等でございますが、いずれも貴重な意見でございます。一部財政事情や種々の事情等から、ご意見の趣旨等がすべて図書館運営に十分反映されてきたかという、全部やってきたという自信はまずないんですが、その答申の実現に向けて努力をしております。

今期の図書館協議会の日程でございますが、資料8に書いてございますが、今期は、平成16年3月31日までの2年間の任期となっております。そこに書いてございますように、本会議の開催日数でございますが、年4回程度。皆さんお忙しい方ばかりでございます。3カ月に1回程度の会議を開かせていただければと思っております。任期中に8回程度の開催を予定しております。

次回でございますが、平成14年、今年の9月の初旬を一応予定しております。委員の皆様方のご都合を伺いながら日にちを設定していきたいと思いますが、次回からは、各次回の日程等について、その都度協議をしていって進めさせていただきたいと考えております。

一応、開催のスケジュール関係については以上でございます。

【坂本議長】 ありがとうございます。こういう日程だということでございますけれども、やっぱり年に4回というのは、1回目は今日で済んじゃったわけですから、今度のテーマで議論するのは9月から始まるわけで、効率的に進めていかないと、回数が少ないですから、中途半端で終わるということは嫌ですから、できるだけ資料とかそういったものは提供するように、ご相談をいただいて、それから、もしもご欠席の委員の方には、文書でご意見をいただくとか、いろいろな工夫をして、なるべく短期間で効果が上がるような方法を考えたいと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

そちら側から、何かほかにございますか。

【中村管理部長】 ちょっとお待ちください。

【小峰委員】 文書提案というのはいいですね。文書で提案していただくといいですね。年に4回だと忘れちゃうんですよ。（笑）

【坂本議長】 やっぱり3カ月に1回というと、前に議論したことを、うっかりすると忘れちゃうんですよ。

【小峰委員】 ええ。そんなことを言ったかなと。

【坂本議長】 そうそう。自分で言ったのも忘れちゃったりなんかして。

【田村副議長】 4回目ですとすると、3回目くらいには、ある程度もうめどが立ってないといけませんね。

【坂本議長】 だから、4回目に出すか、5回目に出すかね。

【田村副議長】 それは言えますね。

【中村管理部長】 今、議長のほうでまとめていただきまして、子どもの読書活動基本計画についての意見ということでおまとめをいただきました。今、私ども、教育庁の生涯学習スポーツ部のほうを中心としまして検討に入っているところでございますので、場合によっては、前倒した形でご意見等をお聞きする機会もあるかと思えます。その辺をちょっとご承知おきをいただきたいなと思えます。

【坂本議長】 わかりました。

【中村管理部長】 それから、できますれば、学校への協力支援とかそういったことも含めた形で、ぜひご意見をお聞かせいただければ大変幸いかと思っております。

【押切館長】 そうすると、9月初旬というふうになっているけれども、9月初旬じゃ遅いかもしれませんね。

【坂本議長】 そうね。

【押切館長】 早目に、第2回を開く必要ありますね。

【坂本議長】 なるべく……。

【中村管理部長】 時宜を逸しない形でご意見をお伺いしたいと思えます。

【坂本議長】 それでは、そういうことで、一応、このスケジュールはございますけれども、年4回ということで、少し前倒しになるかもしれないというお話がございましたので、そのことはお含みおきをいただきたいと思えます。

今日予定していた議題はこれで終わりですよね。ほかに、この際ご発言がございませうでしょうか。よろしゅうございませうか。特になければ、今日は、今期のテーマを決めたということで、議事は終了させていただきたいと思えます。

あとは、館のほうに司会をお返しいたしますので、ひとつよろしく願いをします。

【高島企画経営課長】 坂本議長さん、どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきますが、先ほど、次回の会議、9月上旬を予定しておるということでございますけれども、子どもの読書活動の推進方策について、教育庁関係の動きもございまして、その前にいろいろ協議会としてのご意見をお伺いしなければならない時期もございますので、次回の時期につきましてはちょっとペンディングという形でしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、皆様のご都合につきましては、後ほどお聞かせ願いたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

なお、この後、館内見学に移りたいと思っておりますので、ご希望の方がいらっしゃいましたらご案内いたしますので、ご参加いただきたいと思います。

— 了 —